

面会規程

（目的）

第1条 本規程は、入院患者への面会に関し必要な事項を定め、患者の療養環境の維持及び安全の確保を図るとともに、家族等との交流を通じた精神的支援に資することを目的とする。

（面会時間等）

第2条 面会時間は、15時から19時までとする。

2 面会場所は、原則病室内とする。

3 面会は、患者の療養及び他の患者への配慮のため、できる限り短時間で行うものとする。

4 前項の規定にかかわらず、患者の病状その他やむを得ない事情があり、担当医師が必要と認めた場合は、面会時間外の面会を認めることができる。

（面会者）

第3条 面会できる者は、家族、親族その他病院が認めた者とする。

2 小学生以下の者は、原則として面会できないものとする。

（面会受付）

第4条 面会者は、夜間・時間外受付において受付を行い、所定の「入館許可証」着用のうえ、病棟スタッフへ申し出てから面会するものとする。

（面会時の遵守事項）

第5条 面会者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）「入館許可証」は見やすい位置に着用すること。

（2）入退室時に手指衛生（手指消毒又は手洗い）を行うこと。

（3）発熱、咳、咽頭痛、嘔吐、下痢その他感染症を疑う症状がある場合は面会しないこと。

（4）患者の診療、処置及び検査を優先し、病院職員の指示に従うこと。

（5）静粛を保ち、他の患者の療養環境を損なう行為を行わないこと。

（6）生花を持ち込まないこと。

（7）病棟及び病室内での飲食並びに喫煙を行わないこと。

（8）酒気を帯びた状態で面会しないこと。

（9）危険物又はアルコール類を持ち込まないこと。

2 病院は、面会者が前項の規定に違反した場合又は違反するおそれがあると認めた場合は、直ちに面会を中止し、以後の面会を制限することができる。

（面会の制限）

第6条 病院は、感染症の発生状況、患者の病状その他病院運営上必要があると認めた場合は、面会を制限し、又は禁止することができる。

（周知）

第7条 本規程は、入院時の説明、院内掲示及び病院ホームページへの掲載により周知する。

（その他）

第8条 ハイケアユニット及び緩和ケア病棟における面会については、患者の病状等を考慮し、担当医師又は病棟スタッフの指示に従うものとする。

附則

この規定は、2026年8月10日から施行する。